

□情報に就いて一各組合支部は左の諸項に就き刻々報告すべし

1、工場、礪山署名等の實行日とその成績（各支部の成績
は支部別に機關誌で發表す）

2、宣傳週間中及街頭署名等の活動計畫並に成績

二月十九日

以上

各聯合會及組合請願署名數

一〇四二九

一一六一

一〇七四

一〇八六

一三〇一

三四七

五七六

五六三

二二五

五六〇

四〇

五八

東京地方聯合會

神奈川縣聯合會

川口金屬勞働組合

關西事務局

鐵大組合

常磐聯合會

九州聯合會

高知縣聯合會

東北合同

川保支部

高山一般勞働組合

本部代表署名

當然享有的労働者の既得利益を喪失せしめたること。二、被保險者の負擔の比較的重くして事業主及び國家の負擔の過少なること、三、被保險者の受けべき利益及び範圍は極めて狹小にして眞に労働階級の保險に役立たざるのみならず、その手續並に現行制度の不備の存することなりと。

今度現行健康保險法に上述の如き缺陷の存することは、既に輿論も之を認める所、茲に我等の改正要綱を附して即時根本的改正を請願するものなり。

健康保險法改正要綱

一、被保險者の範圍を擴張し一切の被保險者に及ぼすこと。

二、給付の範圍を擴張し、主の死亡の際に於ける労働能力なき遺族の扶助料にも加へ、醫療給付は被保險者の家族に及ぼすこと。

三、公傷病私病の區別なく、保險料の金額は事業主の負擔すること。

四、醫療制度の不備を改め、その費用人の國及び事業主の負擔とすること。

五、醫療制度改善のためには政府と日本醫師會と、絶括的契約

を止め専門保險監制を探すこと。
六、解雇、退職後も一定期間は何等の手續を要せずして被保險者二の地位を保ち、尙一般失業期間も醫療を受くる権利を認めること。

七、保險組合の理事長は労働者代表、理事から選出し得ることに改めること。

八、諸種の手續、殊に金錢受取手續を簡捷にすること。

九、保險給付の百八十日の限度を撤回すること。

労働組合法の制定

今日國的的超勢に見るも、亦國內産業の發展並に社會の超勢に見るも、労働者の團結權、罷業權、労働協約權は労働階級の既得の権利にして、之が陰謀立法たる労働組合法即時制定は緊急必要事たるは今更嘆々するを要せず、現に現行工場法施行令第二十七條に對する當局の解釋、或は現行労働爭議調停法等の事例に従事するも労働組合法制定は必然的歸結としているべきものたり。

我等の要求せんとする労働組合法の要綱は左の如し。

労働組合法要綱